

厚岸町条例第10号

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例の一部を改正する条例

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例（平成12年厚岸町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「420円」を「500円」に改め、同項第2号中「490円」を「530円」に、「570円」を「620円」に改め、同項第3号中「330円」を「400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に利用したサービスに係る利用者負担については、なお従前の例による。